監督 処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ショウキ
主たる営業所の所在地	兵庫県三田市
許可番号	兵庫県知事(般-29)第301238号
許可を受けている建設業 の種類	土、と、舗

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年6月1日
根拠法令	建設業法第28条第3項(同法第1項第3号該当)

処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- 1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部
- 2 営業停止の期間 令和2年6月17日から令和2年6月19日までの3日間

処分の原因となった事実

株式会社ショウキの役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 15 号の規定により、神戸簡易裁判所から罰金 30 万円の刑に処せられ、平成 30 年 12 月 26 日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第3項(同法第1項第3号)に該当する。